

# 会 員 規 約

## 第1章 総 則

### 第1条(会員規約)

この会員規約は、NPO 法人 CALS ネット熊本(以下「CALS ネット」といいます。)が提供する CALS コンサルティングサポートサービス(以下「サービス」といいます。)を、第5条所定の会員(以下「会員」といいます。)が利用するについての一切に適用します。

### 第2条(本規約の範囲)

1. CALS ネットが会員に対して発する第4条所定の通知は、この会員規約の一部を構成するものとします。
2. この会員規約本文の定めとする規約の定めが異なる場合は、当該規約の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条(本規約の変更)

1. CALS ネットは、会員の了承を得ることなく、この会員規約を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の会員規約によります。
2. 変更後の会員規約については、CALS ネットが別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

### 第4条(CALS ネットからの通知)

1. CALS ネットは、オンライン上の表示その他 CALS ネットが適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、CALS ネットが当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

## 第2章 会 員

### 第5条(会 員)

1. 会員とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) CALS ネットにサービスへの入会を申し込み、CALS ネットがこれを承認した者。
  - (2) 法人や団体等が自己の従業員によるサービス利用をさせ、または許す目的で CALS ネットと締結した契約(以下「法人契約」といいます。)等で CALS ネットが別途定める方法により、CALS ネットがサービスへの入会を承認した者。
2. 会員は、CALS ネットが入会を承認した時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとみなします。

### 第6条(入会の承認)

1. CALS ネットは、別途定める方法にて入会申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に入会を承認します。
2. 入会に必要な審査・手続等が完了するまでの間、入会申込をした者(入会申込の対象者となる者を含み、以下「入会申込者」といいます。)は、サポートの機能の内 CALS ネットが別途定める機能を、この会員規約に基づき利用することができます。但し、このことは CALS ネットが入会を承認したこととはみなされません。
3. 会員の証として会員番号が付与されます。

### 第7条(入会の不承認)

1. CALS ネットは、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。
  - (1) 入会申込者が実在しないこと。
  - (2) 入会申込をした時点で、会員規約の違反等により会員資格の停止処分中であり、または過去に会員規約の違反等で除名処分を受けたことがあること。
  - (3) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと。
  - (4) 入会申込をした時点で入会金及び年会費の支払を怠っていることまたは過去に支払を怠ったことがあること。
  - (5) CALS ネットの業務の遂行上または技術上支障があるとき。

### 第8条(譲渡禁止等)

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

### 第9条(変更の届出)

1. 会員は、CALS ネットへの届出内容に変更があった場合には、速やかに CALS ネットに所定の方法で変更の届出をするものとします。
2. 前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、CALS ネットは一切その責任を負いません。

### 第10条(一時休会)

CALS ネットが別途定める場合を除き、会員は、CALS ネットに期間・理由を届出することにより、サポート利用を一時的に休会することができます。

### 第11条(会員からの解約)

1. 会員が退会する場合は、所定の方法にて CALS ネットに届け出るものとします。CALS ネットは、既に受領した利用料その他の債務の払い戻し等は一切行いません。
2. 本条による退会の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

### 第12条(設備等)

会員は、CALS ネットのサポートを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、サポート可能な状態に置くものとします。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由してサービスに接続するものとします。

### 第3章 会員の義務

#### 第13条(個人認証情報の管理責任)

1. ID(メールアドレス、特定のサービスの利用のために CALS ネットが付与するIPアドレス等を含みます。以下同様とします。)およびIDと組み合わせるパスワードその他の記号等がある場合は、IDとその記号等との組み合わせであって、会員のインターネット接続サービスまたはその他のサービスを利用する権利が認識されるのに足りる情報を、この会員規約において「個人認証情報」といい、個人認証情報を用いてサービスの利用権限が確認されることを「個人認証」といいます。
2. 会員は、パスワード等の個人認証情報を失念した場合は直ちに CALS ネットに申し出るものとし、CALS ネットの指示に従うものとします。
3. 会員の個人認証情報を利用して会員と他者により同時に、または他者のみによりなされた接続等の機能および品質について、CALS ネットは一切保証いたしません。
4. 会員は、自己のID、パスワードを含む個人認証情報の管理について一切の責任をもつものとします。CALS ネットは、会員の個人認証情報が他者に使用されたこ

1

とによって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。会員は、自己の個人認証情報によるサービスの利用(本条により、会員による利用とみなされる他者の利用を含みます。)にかかわる利用料その他の債務の一切を負担するものとします。

#### 第14条(自己責任の原則)

1. 会員は、会員によるサービスの利用とそのサービスを利用してなされた一切の行為(前条により、会員による利用または行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下同様とします。)とその結果について一切の責任を負います。
2. 会員は、サービスの利用に伴い、他者(国内外を問いません。また、会員に限りません。以下同様とします。)から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 会員は、サービスの利用により CALS ネットまたは他者に対して損害を与えた場合(会員が、この会員規約上の義務を履行しないことにより他者または CALS ネットが損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

#### 第15条(手続)

会員はサービスを利用する際は、事前に個々のサービスごとに定められた所定の手続を経るものとします。

#### 第16条(私的利用の範囲外の利用禁止)

1. 会員は、CALS ネットが承認した場合(当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、CALS ネットを通じ当該第三者の承諾を取得することを含みます。)を除き、サービスを通じて入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等(以下、併せて「データ等」といいます。)も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。
2. 会員は、前項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

#### 第17条(営業活動の禁止)

1. 会員は、サービスを使用して営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用(以下「営業活動」といいます。)をすることができません。
2. 前項にかかわらず、CALS ネットが別途承認した場合は、会員は承認の範囲内で営業活動を行うことができるものとします。

#### 第18条(その他の禁止事項)

第16条および第17条の他、会員はサポートサービス上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) CALS ネットもしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (5) 他者になりすましてサポートを利用する行為。
- (6) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- (8) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為。
- (9) 上記各号の他、法令、この会員規約もしくは公序良俗に違反(暴力、残虐等)する行為、サービスの運営を妨害する行為、CALS ネットの信用を毀損し、もしくは CALS ネットの財産を侵害する行為、または他者もしくは CALS ネットに不利益を与える行為。
- (10) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

## 第4章 サポート料金

### 第19条(入会金・年会費)

会費は入会金 5,000 円、年会費 12,000 円とします。

### 第20条(入会手段)

申し込み手続きにより、前払いによる入会金および年会費は現金入金もしくは振込みとします。

### 第21条(決済)

振込みに関する振込手数料は入会者負担とします。

## 第5章 運営

### 第22条(CALS ネットによるIDの一時停止等)

1. CALS ネットは、以下のいずれかの場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に付与したIDの使用を停止することがあります。

- (1)別途定める一定期間に、会員がパスワードの変更を行った形跡が認められないと判断した場合。
- (2)電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合。
- (3)会員宛てに発送した郵便物が CALS ネットに返送された場合。
- (4)上記各号の他、CALS ネットが緊急性が高いと認めた場合。

2. CALS ネットが前項の措置をとったことで、当該会員がサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、CALS ネットは責任を負いません。

### 第23条(データ等の削除)

1. 会員がサポート用に登録したデータ等が、CALS ネットが各サービスごとに定める所定の期間または量を超えた場合、CALS ネットは会員に事前に通  
知することなく削除することがあります。またサービスの運営および保守管理上の必要から、会員に事前に通  
知することなく、会員がサポート用に登録したデータ等を削除することがあります。

2. CALS ネットは、前項に基づくデータ等の削除に関し、いかなる責任も負いません。

### 第24条(サービスの内容等の変更)

CALS ネットは、会員への事前の通知なくしてサービスの内容・名称を変更することがあります。

2

### 第25条(サービスの一時的な中断)

1. CALS ネットは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通  
知することなく、一時的にサービスを中断することがあります。

- (1)サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合。
- (2)火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (3)地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (4)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (5)その他、運用上または技術上 CALS ネットがサービスの一時的な中断が必要と判断した場合。

2. CALS ネットは、前項各号のいずれか、またはその他の事由によりサービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する会員または  
他者が被った損害について、この会員規約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

### 第26条(免責)

1. CALS ネットは CALS ネットが提供するデータ等、他者が登録するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任を  
も負いません。

2. CALS ネットは、会員がサービス用設備に蓄積した、または会員が他者に蓄積することを承認したデータ等が消失(本人による削除は除きます。)し、ま  
たは他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力を以って、消失または改ざんに伴う  
会員または他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

3. サービスの内容は CALS ネットがその時点で提供可能なものとし、会員に対する CALS ネットの責任は、会員が支障なくサービスを利用できるよう、善  
良なる管理者の注意をもってサービスを運営することに限られるものとします。第23条、第26条および第1項ならびに第2項の他、CALS ネットはサー  
ビスの利用により発生した会員の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)、およびサービスを利用できなかったことにより発生  
した会員または他者の損害に対し、この会員規約で特に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとし  
ます。

### 第27条(サービスの提供の中止)

1. CALS ネットはオンライン上に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

2. CALS ネットはサービスの提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う会員または他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

## 第28条(会員規約違反等への対処)

1. CALS ネットは、会員が会員規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、会員によるサービスの利用に関し他者から CALS ネットにクレーム・請求等が為され、かつ CALS ネットが必要と認めた場合、またはその他の理由で不適当と CALS ネットが判断した場合は、当該会員に対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
  - (1)会員規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。
  - (2)他者のクレーム・請求等の内容もしくはそれが掲載されているサイトのネットワーク上の位置情報その他内容を知る方法を適切な方法でネットワーク上に表示し、もしくは他者との間で、クレーム・請求等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続きを含みます。)を行うことを要求します。
  - (3)会員が発信または表示する情報を削除することを要求します。
  - (4)会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
  - (5)IDの使用を一時停止とし、または除名処分とします。
2. 前項の規定は第14条に定める会員の自己責任の原則を否定するものではありません。
3. 会員は、第1項の規定は CALS ネットに同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は、CALS ネットが第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、CALS ネットを免責するものとします。
4. 会員は、第1項の第4号および第5号の措置は、CALS ネットの裁量により事前に通知なく行われることを承諾します。

## 第29条(CALS ネットによる会員資格の停止)

1. 前条第1項第5号の措置の他、会員が次のいずれかに該当する場合は、CALS ネットは当該会員に事前に何等通知または催告することなく、除名処分とすることができるものとします。
  - (1)第7条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
  - (2)サポート料等その他の債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合。
  - (3)その他 CALS ネットが会員として不適当と判断した場合。
2. 前条第1項第5号または前項により除名処分とされた会員は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等 CALS ネットに対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。
3. 会員がIDを複数個保有している場合において、当該IDのいずれかが前条第1項第5号または第1項により、使用の一時停止または除名処分の対象となったときは、CALS ネットは、当該会員が保有する他のすべてのIDの使用を一時停止とし、または除名処分とすることができるものとします。
4. 会員が第18条各号または第1項各号のいずれかに該当することで、CALS ネットが損害を被った場合、CALS ネットは除名処分または当該IDの一時停止の有無にかかわらず、当該会員に被った損害の賠償を請求できるものとします。

## 第6章 サービス

### 第30条(利用上の制約)

会員は、サポート入会申込の経路・手段によっては、特定のサービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを了承します。

## 第7章 個人情報・通信の秘密

### 第31条(個人情報)

1. CALS ネットは、会員の情報(以下「個人情報」といいます。)を、適切に取り扱うものとします。
2. CALS ネットは、会員情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
  - (1)サービスを提供すること。
  - (2)サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
  - (3)個々の会員に有益と思われる CALS ネットのサービスまたは CALS ネットの業務提携先の商品、サービス等の情報を、会員がアクセスした CALS ネットのウェブページその他会員の端末装置上に表示し、もしくは電子メール、郵便等により送付し、または電話すること。なお、会員は、CALS ネットが別途定める方法で届け出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
  - (4)会員から個人情報の取扱いに関する同意を求めるとともに、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
  - (5)会員の解約日より1年間を限度として、前四号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
  - (6)その他会員から得た同意の範囲内で利用すること。
3. CALS ネットは、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
4. CALS ネットは、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること(画面上それらを明示し、会員が拒絶する機会を設けることを含みます。)を行わない限り、第三者に情報を開示、提供しないものとします。
5. CALS ネットは、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、CALS ネットは、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

### 第32条(通信データの秘密)

1. CALS ネットは、会員の通信データの秘密を守るものとします。
2. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、CALS ネットは、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

## 第8章 その他

### 第33条(準拠法)

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

### 附 則

この会員規約は2004年12月1日から実施します。